

拡声機による暴騒音の規制に関する条例

平成五年三月二十六日
三重県条例第一号

改正 平成一二年一〇月一三日三重県条例第七五平成一七年一〇月二一日三重県条例第八号 一号

拡声機による暴騒音の規制に関する条例をここに公布する。

拡声機による暴騒音の規制に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、県民の日常生活を脅かすような拡声機の使用について必要な規制を行うことにより、地域の平穏を保持し、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(適用除外)

第二条 この条例の規定は、次に掲げる拡声機の使用については、適用しない。

- 一 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の定めるところにより選挙運動又は選挙における政治活動のためにする拡声機の使用
- 二 国又は地方公共団体の業務を行うためにする拡声機の使用
- 三 災害、事故等の警戒及び救助活動のためにする拡声機の使用
- 四 電気、ガス、水道又は電気通信の事業に関し緊急の広報活動のためにする拡声機の使用
- 五 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に定める学校、専修学校及び各種学校並びに社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める社会福祉事業を行う施設の業務を行うためにする拡声機の使用
- 六 公共輸送機関の業務を行うためにする拡声機の使用
- 七 祭礼、運動会その他の地域の慣習としての行事を行うためにする拡声機の使用
- 八 前各号に掲げるもののほか、公安委員会規則で定める拡声機の使用

一部改正〔平成一二年条例七五号・一七年八一号〕

(拡声機の使用による暴騒音の禁止)

第三条 何人も、拡声機を使用して、別表上欄に掲げる拡声機の使用方法の区分に応じ、それぞれ同表下欄に掲げる測定地点において測定したものとした場合における音量が八十五デシベルを超えることとなる音（以下「暴騒音」という。）を生じさせてはならない。

一部改正〔平成一七年条例八一号〕

(停止命令)

第四条 警察官は、前条の規定に違反する行為（以下この条において「違反行為」という。）をしている者があるときは、その者に対し、当該違反行為の停止を命じることができる。

2 警察署長は、前項の規定による停止命令を受けた者が更に反復して違反行為をしたときは、その者に対し、二十四時間を超えない範囲内で時間を定め、かつ、区域を指定して、拡声機の使用を停止することを命じることができる。

一部改正〔平成一七年条例八一号〕

(拡声機の同時使用に対する勧告)

第五条 警察官は、二人以上の者が同時に近接した場所においてそれぞれ拡声機を使用している場合であって、これらの拡声機により生ずる音が暴騒音となっており、かつ、それぞれの拡声機の使用が第三条の規定に違反しているかどうか明らかでないときは、これらの拡声機の使用に対して、当該暴騒音の発生の防止のために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

一部改正〔平成一七年条例八一号〕

(立入調査等)

第六条 警察官は、第四条第一項又は前条の規定による権限を行使するために必要な限度において、拡声機が所在する場所（拡声機が取り付けられている自動車等を含む。次項において同じ。）に立ち入り、拡声機その他必要な物件を調査し、又は関係者に質問することができる。

2 警察署長は、第四条第二項の規定による権限を行使するために必要な限度において、警察官に拡声機が所在する場所に立ち入らせ、拡声機その他必要な物件を調査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前二項の場合において当該警察官は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
一部改正〔平成一七年条例八一号〕

(適用上の注意)

第七条 この条例の適用に当たっては、集会及び結社の自由、表現の自由、勤労者の団体行動をする権利等日本国憲法に保障された基本的人権を最大限に尊重し、国民の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

(規則への委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

(罰則)

第九条 第四条第一項の規定による警察官の命令又は同条第二項の規定による警察署長の命令に違反した者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 第六条第一項又は第二項の規定による警察官の立入り又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は警察官の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、十万円以下の罰金に処する。

一部改正〔平成一七年条例八一号〕

附 則

この条例は、平成五年七月一日から施行する。

附 則 (平成十二年十月十三日三重県条例第七十五号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十七年十月二十一日三重県条例第八十一号)

この条例は、平成十八年一月一日から施行する。ただし、別表の改正規定は、公布の日から施行する。

別表 (第三条関係)

拡声機の使用方法の区分	測定地点
権原に基づき使用する敷地内における拡声機の使用	当該敷地の境界線の外であり、かつ、当該拡声機から十メートル以上離れた地点
権原に基づき使用する敷地内における拡声機の使用以外の拡声機の使用	当該拡声機から十メートル以上離れた地点

備考 一 音量の測定は、計量法(平成四年法律第五十一号)第七十一条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、使用する騒音計の周波数補正回路はA特性の周波数補正回路を、動特性は速い動特性を用いるものとする。

二 音量の大きさは、騒音計の指示値の最大値によるものとする。

一部改正〔平成一七年条例八一号〕